

令和 2 年

上尾市教育委員会 1 月定例会 議案

議 案 名

議案第 1 号	上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定 について -----	1
議案第 2 号	上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則 の制定について -----	3
議案第 3 号	上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則の制定 について -----	5
議案第 4 号	上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の 制定について -----	7
議案第 5 号	上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を 改正する規則の制定について -----	1 1
議案第 6 号	上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則の制定につ いて -----	1 3
議案第 7 号	上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について -----	1 4

議案第 1 号

上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市ギャラリー管理規則の一部を改正する規則

上尾市ギャラリー管理規則（昭和 5 8 年上尾市教育委員会規則第 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若し
くはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第
3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額
の減額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「行事等に」を「行
事を行うために」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改
め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事
業を推進するために利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 2
分の 1 に相当する額の減額

第 5 号様式中「平成」を削り、「会場」を「施設」に、「市民ギャラリー
」を「上尾市民ギャラリー」に、「市役所ギャラリー」を「上尾市役所ギ
ャラリー」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」
という。）以後の上尾市ギャラリーの利用に係る使用料の減額又は免除に
ついて適用し、施行日前の上尾市ギャラリーの利用に係る使用料の減額又
は免除については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市ギャラリーの使用料の減免について、所要の改正を行いたいで、この案を提出する。

議案第 2 号

上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平方スポーツ広場管理規則（平成 1 8 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「区分の場合」を「場合の区分」に改め、同項第 1 号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 2 分の 1 に相当する額の減額

第 8 条第 1 項中「掲げる」の次に「場合の」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の上尾市平方スポーツ広場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市平方スポーツ広場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

提案理由

手数料・使用料等の適正化に伴い、上尾市平方スポーツ広場使用料の減免規定の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第 3 号

上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平方野球場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平方野球場管理規則（平成 1 8 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「区分の場合」を「場合の区分」に改め、同項第 1 号中
「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等
と共催する事業を推進するために」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前
3 号」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を
同項第 4 号とし、同項第 2 号中「行事等に」を「行事を行うために」に、
「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 3 号
とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事
業を推進するために利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 2
分の 1 に相当する額の減額

第 8 条第 1 項中「区分の場合」を「場合の区分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の上尾市平方野
球場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の
上尾市平方野球場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除については、
なお従前の例による。

提案理由

手数料・使用料等の適正化に伴い、上尾市平方野球場使用料の減免規定の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第 4 号

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平塚サッカー場管理規則（平成 1 8 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 2 分の 1 に相当する額の減額

第 8 条第 1 項中「区分の場合」を「場合の区分」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用許可申請書		許可第		号
(宛先) 上尾市教育委員会		年 月 日		
		ふりがな 団体名 _____ 登録番号 _____ 住所 _____ 氏名 _____ TEL() —		
次のとおり利用したいので申請します。				
利用日時	年 月 日 (曜)	午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで	
会場責任者	住所	氏名	TEL() —	
利用施設	サッカー場 (全面 ・ 半面)			
利用区分	一般・学生	児童・生徒		
増使用料 該当の区分	市内利用、市 外利用の区分 市内利用・市 外利用	入場料金の徴収の有無及び徴収する場合 の最高の入場料金 有()円)・無		
夜間照明設 備の利用	時間 (全点灯 ・ 1 / 2 点灯)			
備 考				

基本使用料	円	増使用料	円	合計使用料	円
減免(有・無)	円	納付額		円	
				処 理 欄	

第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

第3号様式中

利用区分	市内・市外	利用予定人員	人
入場料の徴収の有無	有()円・無		

を

「

利用区分	全面・半面		
	市内・市外	利用予定人員	人
入場料の徴収の有無	有()円・無		
夜間照明設備の利用	時間(全点灯・1/2点灯)		

に改める。」

第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「

午前1
午前2
午後

を

「

午前1
午前2
午後
夜間1
夜間2

に、「

サッカー場

を

「

サッカー場(全面・半面)

」

に改める。

第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年2月1日から施行する。ただし、第1号様式から第3号様式まで、第5号様式及び第6号様式の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の施設の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市平塚サッカー場の改修に伴う所要の改正をしたいので、この案を提出する。

議案第 5 号

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部を改正する規則

上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則（昭和 6 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「主催する行事等に」を「主催し、又は国、県若しくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために」に改め、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「行事等に」を「行事を行うために」に、「5 割減額」を「2 分の 1 に相当する額の減額」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 2 分の 1 に相当する額の減額

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用に係る使用料の減額又は免除について適用し、同日前の上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市図書館瓦葺分館集会室の使用料の減免について所要の変更をした
いので、この案を提出する。

議案第 6 号

上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則の制定について
上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市英語指導助手設置規則を廃止する規則

上尾市英語指導助手設置規則（平成元年上尾市教育委員会規則第 4 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市英語指導助手設置規則を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 7 号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱する。

令和 2 年 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

1 委嘱 [任期：令和 2 年 1 0 月 3 1 日まで]

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
尾花 瑛仁	上尾市仲町 在住	市議会議員	新任
戸野部 直乃	上尾市富士見 在住	市議会議員	新任

提案理由

令和元年 1 2 月 1 日に執行された「上尾市議会議員一般選挙」に伴い、上尾市スポーツ推進審議会第 1 号委員（市議会議員）に変更があったことから、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和 5 1 年上尾市条例第 3 0 号）第 4 条の規定により、新たに委嘱したいので、この案を提出する。